

南ア介第3-16号  
令和6年3月11日

南アルプス市内

- ・地域密着型サービス事業所
- ・居宅介護支援事業所 管理者 各位

南アルプス市保健福祉部  
介護福祉課長  
(公印省略)

令和6年度介護報酬改定等における主な内容について（通知）

このことについて、介護保険サービス等の基準については、厚生労働省令を踏まえて、自治体の条例で定めることとされています。このたび、社会保障審議会介護給付費分科会の審議等を踏まえて、令和6年度介護報酬改定に併せて各介護保険サービス等に係る基準省令の改正が行われることから、本市においても、基準条例の一部改正を行います。

今回の主な改正内容について、資料をまとめたため、それぞれ該当する内容の御確認をお願いいたします。

また、今年度末に経過措置が終了する事項についても、あらためて周知いたします。

介護報酬改定における全サービスの詳細については、厚生労働省資料（下記URL）よりご確認ください。

- 1 本市基準4条例の一部改正内容について 別紙1から4参照
- 2 地域区分の変更について 別紙5参照
- 3 経過措置終了となる事項について 別紙6参照
- 4 令和6年度介護報酬改定における改定事項について

『[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37407.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37407.html)』

南アルプス市 保健福祉部  
介護福祉課 事業所指導担当  
〒400-0395 南アルプス市小笠原 376  
TEL : 055-282-6179 FAX : 055-282-6189  
Email : kaigo@city.minami-alps.lg.jp